

2009 春闘速報

2009春季生活闘争札幌圏闘争委員会

2009年5月12日発 第17号発行責任者 林清治 011-210-0505 Fax011-210-0606

2009 札幌市人事委 夏季一時金への意見申し出
春季生活闘争

慎重な対応と配慮を要請

札幌圏闘争委員会は5月15日、15時から市役所市長会議室において5月11日に札幌市人事委員会が市長と市議会議長に申し出した夏季一時金への意見について、慎重な対応と配慮を要請しました。山本札幌地区連合会長は、一時金交渉は産別及び当該労使間の決定が大前提であるが、今般の状況下では、地域経済や高齢者・若年者の雇用と生活に配慮した対応は必要としました。対応した小澤副市長は、交渉では職員の厳しい状況も浮き彫りになっており、地域への雇用と生活・経済への影響も指摘されている。要請の趣旨も踏まえ、真摯に対応したいとしました。

連合 雇用課題の協働取組みを提案

意見交換の中では、雇用課題について議論がなされ、山本会長は、あらゆる知恵と努力が必要であり、ワークシェアリング等の例示はあるが雇用確保は大事な課題。現上田市政のもと、連合関連企業・札幌市政との連携を築き取り組むべき課題としました。小澤市長は、緊急重要な案件であり、札幌市としても補正予算措置も含めて対応しなければならないと考えているとしました。また、丘珠問題については札幌市として雇用、経済性そして利用者利便等、多様な面から検証すると重要な施設として認識せざるを得ない。北海道や経済団体と共に直接要請を行いたいとしました。

札幌圏地域呼びかけ運動・地域学習会in東区

～長時間労働はなくせる？ 請求できる？～

皆さんの職場で過重労働が原因で長時間労働や残業が続いていませんか？長時間労働が続くと心身だけでなく家庭生活にも悪影響が出ます。国は労働基準法等の法律を改定して、長時間労働と残業の削減を進めていますが、私たちがその内容を正しく理解していなければ、折角の法改定も「絵に書いた餅」です。私たちは、地域の中でこの課題について学習会集会を開催します。参加費無料です。

日時：2009年5月23日(土)

13:30～15:00

場所：東区民センター集會室C

(札幌市東区北11条東7丁目 村川ビル2階)

講師：さっぽろ労働相談センター相談員 他

内容：改定労基法 残業手当請求事例紹介等

問合せ：011-210-0505

連合北海道札幌地区連合会 山本

5/30 春闘恒例「春札闘」の配付行動にご協力を

日時：2009年5月30日(土)

10時集合

場所：白石区民センター

約、1万5千部を白石区内配布します。一人100枚程度です。配布終了した時点で散会です。白石区内の他配付行動とジョイントできます。ご相談下さい。

お待ち申し上げております！今春闘も宜しくお願い致します。